

議題（1）悩みを抱えた児童生徒への対応について

平成30年度東上総教育事務所管内臨時校長会議より

1 期 日 平成31年3月6日（水） 午後3時30分から

2 会 場 東上総教育事務所

3 開催について 児童虐待防止への対応について、県内全域・5教育事務所にて開催

4 主 な 内 容

（1）次の3点について、千葉県教育委員会澤川教育長より各学校における取り組みの再点検と教職員の意識の再徹底を図ることが伝えられた。

- ① 子どもたちからのSOSを敏感に捉え、的確に素早く対応する
- ② 関係機関との連携をためらわない
- ③ 学校に対する不当な要求に屈しない

（2）千葉県教育庁教育振興部児童生徒課長による話の概要

学校で至急取り組んでほしいこと

① 子どものプライバシーの保護

悩みアンケートや生活記録ノート、教育相談内容等は、秘密を守ることを前提としている。子どもの切実な思いは、教師との信頼関係の上つながっている。

② 虐待のサイン

子どもと普段から接している教師は、子どもの変化を察する必要がある。けがやあざ、欠席状況、急な転居等、いろいろ考えられる。担任以外に養護教諭や管理職も同様である。

③ 関係機関との連携

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市町村行政の福祉関係、児童相談所、弁護士、警察等との連携が考えられる。市町村としての体制も必要である。

④ 長期休業中の見守り

学校で長期間把握できない。特に、児童相談所、要保護児童対策地域協議会で継続及び過去にあがったケースの児童生徒の確認は必要である。また、授業日に対象となる児童生徒が引き続き7日以上欠席が続く場合、関係機関に速やかに情報提供する。

⑤ 切れ目のない情報共有

特に学期末から学期始めは、異動や担任の変更、上級学校進学などがあり、確実な情報共有が必要である。また、転出入の場合も同様である。